

【資料1】

残留農薬等のポジティブリスト制度と飛散(ドリフト)低減対策について

1 残留農薬等のポジティブリスト制度の導入について

食品における農薬の残留については、食品衛生法により規制されています。平成18年5月29日から施行された、「残留農薬等のポジティブリスト制度」は、これまでの制度と比較して格段に厳しいものとなっています。

これまでは、限られた農薬と食品の組合せでのみ残留基準が設定されており、設定されていない組合せについては、ほとんど規制がありませんでした。このため、農薬の飛散(ドリフト)や流出による、残留農薬基準値の超過で食品衛生法違反となる可能性はほとんどありませんでした。

しかし、「残留農薬等のポジティブリスト制度」が施行された現在、全ての農薬と食品の組合せで残留基準が設定され、組合せによっては、0.01ppmあるいは、分析できる最小値が基準となっているものもあります。これにより、農薬の飛散(ドリフト)や流出が問題となる可能性が高くなっています。

このため、ゴルフ場周辺状況について再度確認するとともに、農薬の飛散(ドリフト)や流出による被害が生じないように、散布技術の向上に一層努めてください。

2 飛散(ドリフト)低減対策について

ゴルフ場の周辺で農作物等が栽培されている場合は、農薬の飛散によりそれらに被害を及ぼすことがないように次の事項の励行に努める。

- ① ゴルフ場の周辺で農作物等を栽培している生産者に対して、農薬散布する前に、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類等の事項を連絡する。
- ② 病害虫の発生状況を踏まえ、農薬散布は最小限の区域に留める。
- ③ 農薬散布は、無風または風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選ぶとともに、風向き、散布器具のノズルの向き等に注意し、できる限り対象物の近くから散布する。
- ④ 特に、周辺農作物の収穫時期が近い場合農薬の飛散による影響が予想される場合には、状況に応じて以下の対策などの措置をとる。
 - ・ 使用農薬の種類を周辺農作物にも登録のある農薬に変更する。
 - ・ 飛散が少ない形状の農薬を選択する。
 - ・ 飛散の少ない散布ノズルなど飛散軽減器具を使用し、散布圧力を上げすぎないように散布する。
- ⑤ 以下の項目について記録し、一定期間保管する。
 - ・ 農薬を使用した年月日、場所、対象農作物、気象条件(風の強さ)等
 - ・ 使用した農薬の種類、名称および単位面積当たりの使用量または希釈倍数
- ⑥ 農薬の飛散が生じた場合には、周辺農作物の栽培者等に対して速やかに連絡する。

3 参考

- ① 食品に設定された残留農薬基準について
財団法人 日本食品化学研究振興財団ホームページ (<http://www.ffcr.or.jp/>)
- ② 農薬の飛散（ドリフト）低減対策について
農林水産省ホームページ 農薬コーナー (<http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>)